

第 46 回日米財界人会議
共同声明(仮訳)
2009 年 11 月 3 日、ワシントン D.C.

米国経済

両協議会は、米国経済が 1 年前と比べて回復の兆しを見せていること、とりわけ第 3 四半期の GDP が実質 3.5% 成長となったことに安堵している。四半期ベースでのプラス成長は、大恐慌以来最悪の景気後退が 2007 年後半に始まってから初めてのことである。2008 年後半から 2009 年前半にかけて米政府が導入した異例の金融救済策と景気刺激策は、景気の一層の悪化を防ぎ、状況を改善することに寄与した。しかし、景気後退の深刻さから、回復はゆっくりとしたものとならざるを得ない。

今後数ヶ月のうちに更なる景気刺激策がとられ、企業の景況感が徐々に向上することで、経済の回復が続くだろう。輸出の微増は、経済を緩やかな成長局面に移行させる重要な要因となっている。アジア地域を中心に海外市場の需要が上向いているため、この点が今後も景気回復において重要な役割を担うものと思われる。したがって両協議会は、米政府と連邦議会に対し、経済成長と雇用創出を後押しする手段として、米国の輸出拡大を下支えするような政策的措置を講じるよう要請する。

一方、深刻な懸念が残る分野もある。とりわけ信用収縮は引き続き厳しく、中小企業にとっては特にそうである。雇用見通しも短期的には厳しい状況が続く。失業率は 10% に迫っており、この点が今後も消費の下押し圧力になり、経済成長を抑制する。ここ数カ月間は、住宅一次取得者向けの税控除と自動車買い替え制度 (Cash for Clunkers program) が功を奏し、住宅支出および消費支出に緩やかな上昇が見られている。しかし商業貸付、企業の設備投資や消費支出に一段と大幅かつ継続的な回復が見られない限り、景気回復の持続性には疑問が残されることになるだろう。

米国経済は過去、その粘り強さと底堅さを証明してきており、資本および労働市場の柔軟性がこの点の重要な要因である。政府の思い切った対策と支出によって、米国経済は 50 年に一度の危機を切り抜けた。両協議会は、経済危機に際しオバマ政権が取った大胆な行動を評価したい。しかし米国の財政赤字と公的債務に対する影響を踏まえると、現在の公共支出の水準は維持できないため、今後の景気回復は、主として民間部門の活動と取り組みにかかっている。

この点を踏まえ両協議会は米政府に対して、景気回復の次の段階で経済成長の加速を促進するような政策を要望する。政府が、新たな規制改革・投資政策・税制改革に取り組むことにより、新しい民間投資、イノベーション、事業開発を引き起こし、結果として雇用が拡大することを期待する。資本、労働、財等の各市場における規制は、不況を招いた過去の景気過熱を顧みても必要である。ただし景気が低迷する一方でグローバル経済の競争は益々激化している現在、規制には、イノベーションと競争力を阻害しないような、効果とバランスへの配慮が一段と求められよう。

日本経済

日本経済は、2009年の年初を底に持ち直し傾向を辿っているが、回復の裾野の広がりはこのところ限定的である。景気のトレンドを示す日銀短観によれば、中小企業まで含め企業マインドには一定の改善が見られるものの、危機前の水準と比べれば回復感はまだまだ弱い。

景気持ち直しの牽引役のひとつは輸出だが、回復初期の在庫復元要因は薄れ、増加ペースは徐々に鈍化している。生産の回復も、外需や政府の景気対策を背景に回復が続いているが、これについても伸びの勢いは徐々に鈍化している。設備の過剰感も、若干やわらいだとはいえ依然として過去の景気後退におけるピークを上回っている。

家計のセンチメントもまだまだ弱い。足元ではエコポイントやエコカー助成金制度などの経済対策を背景に家電製品や自動車の売上が消費を牽引した。しかし、雇用環境は依然として非常に厳しく、所得も低迷が続いている。こうした中では、消費が自立的な回復軌道に乗るには今しばらく時間を要しよう。

当面の先行きは、海外経済の回復を背景に持ち直しが続く公算が大きいものの、下振れリスクも少なくない。とくに、為替市場での円高と政権交代に伴う公共事業等の見直しの影響は当面の懸念材料であろう。

外為市場では円高・ドル安傾向にあり、円は2009年10月には一時1ドル=88円まで円高が進んだ。介入に慎重な民主党政権の為替政策スタンス、日米のファンダメンタルズや金利動向などを勘案すれば、円買い圧力は強まりやすく、今後も予断を許さない。政権交代の影響については、鳩山政権は、前政権下の補正予算(約14兆円)を見直し、中でも9,000億円規模で公共事業が見直される予定である。見直しによって捻出された分(3兆円)は、家計に直接投入される子育て支援の給付金などとして消費押し上げ効果を持つと期待されるが、政策変更により経済効果が出現する時期の後ズレは避けられないだろう。

こうして景気回復に力強さがなく、物価も一段と下落基調が強まるなかで、日銀は金融政策の出口戦略については非常に慎重なスタンスを取っている。2009年10月の金融政策決定会合でも、市場の一部の予想に反し、CP・社債の買入れ終了を見送った。リーマンショック後の極度な金融市場の緊張状態は解け、実体経済は最悪期を脱したとはいえ、デフレ懸念は残り、日銀も慎重な姿勢を崩していない。

ハイレベル経済対話、経済統合、経済連携協定

アジアにおける経済成長と地域連携の動向および、同地域における安全保障上の観点を考慮すれば、アジアは世界の長期的な繁栄や安定にとって最も重要な地域である。その意味で、日米両国が21世紀の経済課題の渦中に景気回復を促し、競争力を高めるための方策を探る上で、日米のより緊密な経済統合や経済協力はアジアにおいて重要な意味を持っていると言えよう。

したがって両協議会は日米両政府に対して、両国の経済統合の推進と、両国にとって関心の高い国際問題への対応を重視した経済対話を進めるよう呼びかける。この対話は、日米双方においてもアジア太平洋地域においても、貿易と投資、エネルギー・環境分野での協力、規制・基準の調和をさらに拡大する具体的方策の実現を目指すべきである。両協議会の見るところ、世界中で保護主義的な考え方が高まる現在、政策的な優先順位をつけ、意欲的なテーマの前進に必要なリーダーシップや政策的重要性を提供するために、ハイレベルの対話が欠かせない。

2010年に日本、2011年に米国と、続けてAPECの主催国となることは、日米両国にとって、アジア太平洋の共通の価値・目標に再度焦点を合わせる大きなチャンスである。両協議会は、アジア太平洋地域のビジネスと経済の再生を図るため、野心的な中長期ビジョンを設定し、アジア太平洋における自由で開かれた貿易と投資の追求、地域経済統合の推進、情報通信、エネルギー、環境、生命科学などの分野における経済協力及び技術協力を含むAPECの重要な経済目標とイニシアティブを共同して推進することを両国政府に促す。

両協議会は、アジア太平洋地域の経済統合を加速し、WTOにおける多国間交渉で支えとなり続けるための、日米両国政府のAPECにおける活動を支持する。両協議会は、より緊密な日米経済における統合と協力関係を強化することが、この二つの取り組みのさらなる進展に寄与するものと考えている。

両協議会は、長期的な目標として、また日米間の経済関係および両国経済の総合的な競争力を強化する最も効果的かつ永続的な手段として、地域的にもグローバルにも、包括的かつハイレベルな「経済連携協定(EPA)」を日米間で締結することを引き続き強く支持する。こうした

意欲的な目標は、日米両国間の経済関係にさらに弾みをつけ、積極的で前向きな二国間の経済関係構築の土台となろう。包括的かつハイレベルな日米 EPA という目標を目指せば、労働・環境面でいずれも高い水準の制度や技術を有する両大国間の経済統合を強化することになり、それがひいては同じような国家間のより広範な地域協定のモデルやひな型となる。

両協議会は、日米 EPA は「FTA プラス」の協定として、WTO のルールに基づき、「実質的に全ての貿易」および「実質的に全てのサービス分野」を含むものとする。日米 EPA では、法規制とその透明性、物流、基準・認証、商法、投資ルール、資本・為替市場、農業、クロスボーダー・データフロー、アンチダンピングなどの貿易救済措置、競争政策、人的資源とヒトの移動、知的財産権、物流セキュリティなどの分野における関税・非関税措置が対象になるであろう。

両協議会は、日米両国の現在の政治経済状況や、そうした協定の実現に向けて解決すべきデリケートな問題が存在している現状からも、ハイレベルの EPA に向けての道のりは厳しいものになると認識している。しかしながら、両協議会は、包括的な EPA が日米両国にもたらすメリットはそのコストをはるかに上回ると考え、日米両政府がこの長期的な目標を見据えた上で、ただちに第一歩を踏み出すよう促すものである。具体的には、包括的で高度な EPA という長期ビジョンの達成に必要な信頼・信用を築く手段として、一部の分野を対象に、拘束力があり暫定的な貿易促進イニシアティブ、すなわち「ビルディングブロック」の交渉機会を早期に持つことを両政府に促したい。

例えば、日米両政府が、産官の協議により決定した主要業界で広範な協定を締結することを目標に、「規制改革および競争政策イニシアティブ」（またはその後継プログラム）における規制・基準の調和を優先課題のひとつにすることを両協議会は要望する。規制・基準の調和を高めれば、生産コストやコンプライアンスコストが下がり、日米の企業にとって短期的に大きなメリットがあるだけでなく、二国間 EPA という長期目標に向けても大きな一歩となる。これはまた、APEC を通じてアジア太平洋地域の同様な国家間で規制・基準の調和を図る上でも重要なモデルとなる。

加えて、両協議会は、知的財産権の分野における両国間の協力や調和の促進が、日米両国および国際社会に、強固で、予測可能なバランスのとれた知的財産権制度を構築し、日米両国経済に恩恵をもたらすと考えている。両協議会は、先願主義の採用を含む特許制度の国際的なルールの調和、実体特許法条約、模倣品・海賊版拡散防止条約などにおけるリーダーシップ、知財権侵害がみられる第三国の政府に対する対応への協力などの両国政府の活動を支持する。

両協議会は、貿易の拡大は企業と消費者に多大な恩恵をもたらすものの、競争の激化に伴い一部の分野では混乱を招く可能性があり、また、自由貿易推進に向けた幅広いコンセンサスを得るためには、集中的な取り組みが求められると考える。両協議会は、就業者、企業、地域社会が市場の急速な変化に適応し、ますますグローバル化する経済の中で成功を収められるよう支援するための包括的で強固なシステムを、確立する必要性を認識している。必要な対策としては、農業改革、貿易の影響への対応支援措置、教育、労働市場のフレキシビリティと安心、労働者再訓練制度、移換可能でコスト効率のよい年金・医療制度、既存の多国間貿易協定の効果的な執行などがある。何よりも、このメッセージを主な関係者に伝え、グローバル経済への継続的な関与に対する支持を得られるようにこれらの施策を実行するには、強力なリーダーシップとビジョン、持続的な努力が必要である。

航空

オープンスカイを含む日米間の航空協定の改定に向け、現在両国政府が交渉の努力を重ねているが、協議会はこれを強く支持する。その理由は、改定の合意によって、国際間の貿易や取引が拡大し、旅客や荷主の方々の利便性が向上するからである。航空会社が世界最大の経済大国である日米両国間を、またはそれを越えて運航するにあたり、就航路線・時期、運航回数について、その機会を増加させることによって、航空協定の改定は日米両国及びアジア太平洋地域の諸国に利益をもたらすであろう。

世界的にみてオープンスカイ協定は、旅客や貨物の輸送量増加、旅客にとってより低価格、雇用増加という形で実体的な利益をもたらす。アジア太平洋地域は、今後20年を越えたところで世界最大の航空市場となり、世界の航空輸送量全体の40%以上を占めるものと予測されている中、オープンスカイ協定は、地域貿易やサプライチェーンネットワークの拡大や人々の往来の円滑化をたやすくするであろう。日米間の航空協定の改定は、旅客や荷主の方々にとってアジアの主要なハブとしての東京の重要な役割強化や、アジア太平洋地域の貿易や旅客の往来の効果的拡大に資するものとなるであろう。

協議会は、合意に向けた交渉の複雑性を認識しているものの、両国政府が最優先課題として、合意達成に向け努力することを強く主張する。

ヘルスケア・イノベーション

現下の世界的不況は医療機器および製薬産業にもかつてない難題を呈している。オバマ政権は、膨大な無保険者を抱える米国医療制度の抜本的見直しを提案している。一方、日本においては、最新の医療技術への国民アクセスの遅れのほか、公的病院の非効率な運営や医師不足により医療制度

は疲弊している。これらの課題に対応するために、規制や保険償還システム、R&Dおよび治験環境、さらには医療機関のインフラなどに対して、抜本的な見直しが求められている。両協議会は、日米双方における今般の政権交代が医療技術分野での詳細な研究と新たな取り組みの実施に向けた格好の機会を提供するものと確信する。

両協議会は、ヘルスケアテクノロジー分野のイノベーションや成長を支援することと、高品質で効率的な治療とは、その目標において相補的であると強く確信するところである。ヘルスケアテクノロジー分野の技術開発や投資を強化する基本的政策は、治療方法の改善や疾病の負荷軽減のための新たな選択肢をもたらすと考えられる。両協議会は、日米両国政府に対し、次のことを強く主張するものである。

- (1) イノベーションを支える政策をさらに強く追求する
- (2) 医療技術におけるイノベーションに対し日米がダイナミックな指導力を発揮していくため、政策の合理化、調和、推進に向けた両国政府間の対話と協力をさらに進めていく。

両協議会は次の点を提案すると同時に、その進捗について確認する：

提言：医薬品

- **研究開発プロセスの改善**：両協議会は、日本政府の「治験活性化5ヵ年計画」を実行するための努力を引き続き支持する。これに加え、「クリニカルトライアルセンター（CTC）」が中核病院内に設置されるべきである。両協議会は、PMDAが引き続き効率的に治験相談への要請に応え、国際共同治験プロトコルを踏まえた回答を行うことを奨励する。国際共同治験の治験相談件数を追跡することに加えて、国際共同治験に基づいて承認された新薬承認件数をPMDAの実績として追うことを歓迎する。

両協議会はFDAがクリティカルパスイニシアティブの下に、産業と対話することを支持し続け、これが医薬品の開発プロセスを合理化したという明確な成果に繋がることを期待している。

- **ドラッグラグの解消**：両協議会は、PMDAの2012年4月1日までに新薬の審査期間を12ヶ月に短縮するという目標が引き続き強く重要と考えている。明確なプロセス改善を達成するために、今後達成までの間、継続してPMDAの「治験相談及び審査の技術的事項に関するWG」への積極的参加を期待している。特に、事前相談について、我々は「事前評価」の試行経験を振り返ることを楽しみにしている。

承認プロセスに関して、両協議会は、より効果的で予測可能な質疑プロセスが合意に達することを期待している。例えば、すべての質問項目が申請者に与えられ、その回答のために一定の時間が

与えられる場合に、一定時間を停止するようなことを含んでいる。

両協議会は FDA に対し、患者の安全を確保しつつ、PDUFA IV で設定された目標を達成するよう強く奨励する。

- **薬価制度の改善:** 両協議会は、産業の提案について継続的に有意義な協議が行われることを期待する。最終的な目的は、(1) 革新的な新薬の薬価が後発品上市まで維持され、(2) 後発品上市時に引き下げられる「薬価維持特例」の導入である。我々は、業界提案の薬価維持特例が認められ、2010年に実施されることを希望する。それまでの間において、毎年改定や高い成功を収めた革新的医薬品の再算定のような、特許品の価格を蝕む、薬価維持特例に逆行するような施策は実施されるべきでないことも強く主張する。

両協議会は、医療保険へのアクセスを広め、有意義で費用効果が高い米国の医療制度改革を支持する。我々は、このような改革は引き続き市場主義に基づいて行われるべきであり、イノベーションや患者・医師の選択、あるいは経済成長を妨げるものであってはならないことを継続して強調しておく。

- **知的財産権の保護強化:** 両協議会は、米国政府が現行5年間であるデータ保護期間を、日本と同等の市場独占期間が実現する程度に延長することを継続して推奨するものである。

提言:医療機器/医療技術

- **医療機器のイノベーションを適正に評価する償還プロセスの確立:** 両協議会は、基本原則として、治療成績の向上、痛みの軽減や患者にかかわる様々な負荷を減らすといった治療貢献は、高く評価されるべきと考える。これらの貢献に報いることができる償還制度は、ヘルスケア・システム全体のコスト・コントロールや高品質のケアなどにつながると考える。

両協議会は、日本の『外国平均価格』(FAP)制度が恣意的で曖昧なものであると、引き続き強い懸念を抱いている。医療機器の価格が、すべての国で同じであるべきとするFAPの考え方は大いに問題がある。なぜなら、国によってコスト構造、市場構造や保険制度が根本的に異なるうえに、為替レートの動きも影響を与えうる。複雑な工業製品では価格は国によって異なるのは当然であり、医療機器においても価格を同じとすべきではないと考える。

今般の急激な為替レート変動による円高の下でFAP制度が適用されれば、2010年度償還価格は劇的な切り下げとなる。為替の影響についての調整や日本のコスト構造や市場構造の改善なしに、そのような切り下げが行われれば、日本の産業界にダメージを与え、その投資活動や技術革新に悪影響を及ぼすだろう。少なくとも、2010年の償還価格見直しには、FAPを使うべきではなく、また

FAPの対象国を増やすべきではない。

両協議会は、革新的な製品の開発や導入を進めるためには、償還価格と機能区分の設定を、より透明で予測可能なプロセスにすることが重要と考える。また、既存の製品や区分についても、同様と考える。

- **審査の迅速化、効率化のための強力な規制改革の推進：**日本の内閣は2009年4月、医療機器に関する規制改革やPMDAの審査官の増員を盛り込んだ施策パッケージを発表した。この中には新製品の承認審査期間の短縮についての目標が設定され、半年毎にその実績データと改革の進捗状況が公表され業界と協議することが盛り込まれている。

両協議会は、これらの改革施策と協議プロセスの設置を支持・歓迎する。審査期間の短縮を確実に達成するために、すべての関係者が改革の進捗状況をモニターし、推進していくことが不可欠である。例えば、業界としてはレギュラトリー・サイエンスや審査プロセスについてのトレーニングプログラムを審査側に提供するといった協力を進めていきたい。「Least burdensome approach」と「Risk/Benefitの適度なバランス」を基本原則として進めることが不可欠である。

第三者機関による審査は、低リスク製品すべてに対し早急に実施すべきであり、高リスクの製品にも対象を拡大していくべきである。

両協議会はまた、審査官個人が審査の責任を負うことがあれば、適切な審査が行われにくくなるのではないかと懸念を有している。審査結果についての責任は、審査官個人ではなく、そのプロセスに関わっている機関が担うべきである。

PMDAによる医療機器審査の迅速化5か年計画では、IVD(体外診断薬)や画像診断装置が触れられていないが、革新的な診断薬・診断装置の審査プロセスの合理化や承認の迅速化を実現すべく業界との対話を続けるべきである。

- **日米当局の更なる協力推進：**両協議会は、相互承認という最終目的に向け、医療機器の規制に関して日米間の要求事項を収束させハーモナイズしていくことを強く支持する。米国FDAと日本の厚労省・PMDAは、最も進んだ医療機器の審査機関として世界で評価されている。これら二つの機関が協力して新技術導入の障壁を減らせば、両国の患者の安全をより一層担保し制度の効率的な運営が実現できる。

両協議会は、FDAと厚労省・PMDAが「Harmonization by Doing」のイニシアティブを引き続き推進していくことを期待する。しかし、これらのイニシアティブは具体的な成果につながるべきであり、進

捗と成果は厳格にモニターされ、定期的に報告されなければならない。このイニシアティブは、臨床試験のみならず、患者の安全性を向上させつつ、両国の新製品導入のスピードを速めるための施策も対象とすべきである。

- **臨床研究と新技術開発のための環境改善:** 両協議会は、健全な臨床研究の環境が医療技術のイノベーションを実現していくうえで基本的な条件であると考えている。日本の医療機器の研究開発環境の抜本的な見直しを求められる。これには薬事制度上の課題や臨床試験に参加する被験者の保護および保険制度の課題が含まれる。患者のニーズや新技術の利点について、産、官、学、患者団体の間での対話を継続していくべきである。被験者への適切な保護の下で、企業が臨床現場に開発中の試作品を提供できるようにするための透明でわかりやすいルールを確立するべきである。両協議会はまた、どのような治療法や技術によって今後患者のニーズを満たしていくかという「ビジョン」を定めて研究開発を進め、多くの患者がこれらの治療法や技術を利用できるようなクリティカルパスを定めることを望む。
- **ヘルスケア分野でのIT活用の推進:** 両協議会は、ヘルスケアにおいてITを活用することで医療資源のより効率的な活用や治療成績の向上ならびに患者の負荷の軽減が実現できると考える。遠隔での患者のモニタリングや疾病管理はその例であり、これらを含め保険適用も行われるべきである。

コンシューマヘルスケア

消費者向けヘルスケア製品の製造者は、消費者の QOL(クオリティーオブライフ)向上を助ける様々な一般用医薬品や医薬部外品を製造している。しかしながら、それらの規制の透明性が不十分であり、承認審査に時間がかかることにより、製品を効率的に日本の消費者へ提供する過程で、様々な障害に直面している。審査の透明性を高め、平均的審査期間を短縮することにより、安全性、品質、効率性を損なうことなく、消費者がより多くの製品を選択することが可能となる。

提言:

- **一般用医薬品および医薬部外品の審査期間の短縮:** 両協議会は、一般用医薬品および医薬部外品の新製品承認と一部変更承認プロセス、特に既に承認済みの製品と同一の有効成分を有する製品についての承認の合理化と迅速化を要望する。これにより審査官は、よりリスクのある製品に時間を割くことが可能となる。
- **医薬部外品に係る規制の透明性の向上:** 両協議会は、厚生労働省が2008年12月に産業側と協力し、「いわゆる薬用化粧品中の有効成分リストについて」を公表したことを評価する。両協議会は、日本政府が定期的なリストの見直しと拡大のための明確なプロセスを確立することにより、さらに透明性を高めることを要望する。

金融サービス

概要

両協議会は、市場原理、効果的な規制、透明性が確保され、力強くグローバルな金融機関が活躍する、強靱な金融セクターの存在が、持続可能な経済発展および経済回復を達成するための重要な要素であると確信している。両協議会は、金融システムの信頼回復や経済の持続的回復に向けた日米両国の各種政策を評価している。日米両国が世界的金融・経済危機からの回復に向け努力を続けている中、両協議会は消費者・投資家の保護、市場規律の向上、競争と革新の促進および保護主義からの脱却を目指す施策を歓迎する。

両協議会は、日本がベター・レギュレーションとベター・マーケット・イニシアティブを掲げ、実効性、効率性、一貫性および透明性を高めることにより、金融市場の競争力と金融規制の質を高める政策を継続していることを歓迎する。

また、両協議会は米国における金融規制・監督の改善に向けた取組みを歓迎する。規制・監督の改善によって、金融市場の信頼回復、消費者・投資家の保護、イノベーションへの支援、さらに金融市場の変化に伴った適応・進化がもたらされることを期待する。

現在、各国際機関や各国規制当局は、金融規制を強化する方向にある。両協議会は、日米両国政府が、過剰な金融規制がプロシクリカリティ（景気循環増幅効果）をもたらしかねないことを考慮するなど、国内規制強化の波及効果を十分吟味し、過剰な規制を回避すべきであると考える。また金融規制は各国・地域ごとの事情を尊重すべきであり、画一的なグローバル・スタンダードを適用すべきものではない。両協議会は、引き続き両国政府に対して、長期にわたり効果的・安定的な金融市場が構築されるよう、思慮深く節度のある判断を求めていく。

具体的な提案

両協議会は日米両国政府に対し、以下の施策実現を要求する。これら施策により日米両国の金融セクターはより強固なものとなり、適切な規制が導入されることになるものと考えている。

- **透明性**：両協議会は、市場の透明性を確保することが市場参加者の意思決定における不確実性を軽減し、政策の実効性を高めることに加え、政策に対する理解を促すことで、金融および金融システム全体の安定性向上に資するものと考えている。また市場の透明性は投資家の投資判断時の信頼を得る上でも重要な役割を果たす。さらに、市場の安定は、間違いな

く消費者にとっても有益である。

- 消費者利益と消費者庁による規制：両協議会は、日本政府による消費者利益確保に関する取組みを歓迎する。消費者庁設立および消費者庁への法令の全部ないし一部移管に際し、消費者庁に適切な専門家を含む十分な要員が配置され、またいかなる決定も透明性が担保され、監督下に置かれる企業が二重規制、二重の調査や罰則を受けないように注意しなければならない。同様に、関連する新しいルールや規制には、全て費用対効果分析（客観的手法や定量的分析など）を実施すべきであると両協議会は考える。経済活動の強化が期待できる水準で意図された効果を発揮しているかを検証するため、こうした費用対効果分析は消費者庁に関するルール策定時のみならず、施行後も定期的になされるべきである。
- 企業再編：両協議会は、内外資を問わず、日本国内で金融グループの発展を加速させるためには、より円滑で柔軟な税金繰延を伴った企業再編を可能とすべきであると考える。外国保険会社への事業譲渡時の販売停止期間発生回避や、会社分割手続きによる株式会社への事業承継をもって支店を株式会社化できる「準会社分割」制度の新設等、外国企業日本支店の国内法人化手続きを大幅に簡素化させることで、事業の効率化に資する企業再編をさらに促進せうるものとする。また日本政府は、一般投資家と経営権の取得を目指す投資家の相違点に注意し、大量保有報告義務（5%ルール）の簡素化を検討すべきである。
- 同等の商品・サービスおよびその供給者に対する同等の規制：同等の商品・サービスおよびその供給者に対し、同等の規制を課すことは、日本の金融・資本市場強化のための重要な原則であり、市場参加者間の不公平に起因する市場の非効率や歪みを回避することにつながる。2007年10月1日、日本の郵政金融会社2社が事業を開始した。これら企業は、その規模からして金融・資本市場に大きな影響を与えている。両協議会は、郵政金融会社が、引受け／開発する商品範囲の拡大の要否を決定するにあたっては、平等な競争条件の確保が重要であると認識している。加えて、よりよい消費者保護を確保するための適切な態勢整備が不可欠である。同様に、協同組織金融機関と民間金融サービス業界間での公平な競争環境を構築することも重要である。
- コンプライアンスに関するコスト：世界的金融危機の結果、日米両国は、広範で大幅な金融規制システム改革に関する検討を積極的に行っている。法的・規制上の変更は、両国企業に法令遵守のためのシステム・手続き上の変更対応を強いることは明らかである。その際に不必要な多額のコスト負担が発生する可能性がある。金融危機に対する過去の対応例として、米国では米国企業改革法（SOX法）が証券市場に対する国民の信頼を高めることに寄与した一方で、この法律は上場企業のコンプライアンスにかかる費用を大幅に増加させた。

日本で2008年6月に公布された改正金融商品取引法は、内部統制に関する開示やその他米国SOX法と類似の報告義務が課されている。両国政府は、市場関係者との対話を通じて、新しい法律や規制の導入検討に際しては、法令遵守にかかる費用と時間の削減により効率性が改善されるよう考慮すべきである。また過度に煩雑な手続き等、米国SOX法の課題を念頭に置き、金融商品取引法が最も効率的な形で投資家を保護できているかを検証していくべきである。

- 年金改革：両協議会は、日本での急速な少子高齢化社会の進行に鑑み、国民年金制度を補完する企業年金制度の強化が、今後さらに重要になっていくものと考えている。特に、確定拠出年金制度の普及は、日本の労働者にとっての年金制度充実という観点のみならず、貯蓄から投資への移行という観点でも重要である。両協議会は、以下の観点から日本政府に確定拠出年金制度の見直し・改善を要望する。1) 更なる非課税限度額の拡大、2) 事業主拠出に加えて従業員拠出（いわゆるマッチング拠出）を事業主拠出以下とする条件のもとで導入、3)（一定条件下で）60歳以前での中途払出しの緩和、および 4) 公務員への確定拠出年金導入。
- コマーシャル・ファイナンス：事業拡大を加速させ、企業の大小を問わず、幅広い業界間での資金流動性を促進する意味でも、日本のコマーシャル・ファイナンスに関する法律は、貸手による企業への信用供与が促進されるよう改正される必要がある。両協議会は、不動産や個人保証に過度に依存することなく、広範な担保による資金調達ができ、資金繰りが難しい、もしくは法的再建手続き中の企業への資金供給を容易にすることが重要であると考える。さらに両協議会は、資産担保融資の法的インフラやDIPファイナンス（民事再生法などの倒産手続き開始後も旧経営陣に経営を任せつつ、新たな資金を提供する金融手法）等、現在の担保付取引に関する法律の整備を求める。こうした法整備により以下の点につき実現が望まれる。(1) 多様な担保の登記および完全化手続きに関する制度の一貫性確保、(2) DIPファイナンスにおけるより強力な貸手の保護、(3) 貸手間での透明性／公平性を高めるための企業貸付に関する規制およびディスクロージャーの一貫性確保。
- 米国保険規制に関する改革・現代化：過去150年以上にわたり、米国保険業界の州別規制は、消費者利益および消費者保護に寄与してきており、地域ごとの市場ニーズに応じてきた。しかしながら、複数の州にまたがって業務を行う保険会社にとっては障害ともなりうる。米国内および世界的に保険市場が変化している中、米国保険業界の州別規制を改正し、現代化を進めるべきことは明らかである。また、米国の再保険コラテラル規制は多くの外国保険会社にとって重要な関心事項のひとつである。両協議会は、米国の再保険規制がグローバル・ベスト・プラクティスに適合するよう、立法者と監督者が協力するよう期待する。

米国保険規制の改革・現代化は2009年7月の「第8回日米規制改革・競争政策イニシアティブ」において議論された。両協議会は直近数年の前進を認識しており、日米双方の保険会社にとって現実的かつ有益な前進が見られるよう、関係する立法者及び監督者に強く働きかけていく。

投資規制及び税制

両協議会は、日米両国政府が現在および将来の投資規制及び税制が経済活動・経済発展に与える影響を慎重に検討すべきであると確信している。大局的には、両国経済が国内及び海外の投資家からの直接投資先として世界の中で競争力を持ち続けるために、投資・課税政策をグローバル・スタンダードに近づけるよう目指すべきである。

- 法人税率：OECD全加盟国/地域における法人税率の加重平均は、カナダ、スウェーデン、韓国等における大幅減税により2009年に初めて30%を下回った。これとは対照的に、日米の法人税は、中央・地方合算ベースで、日本は39.5%（住民税率に基づいた大企業では40.7%）、米国は39.1%とOECDの中では最も高いレベルのままである。OECD調査によれば、法人税は資本形成および生産性に悪影響を及ぼすため、経済成長にとって最も有害なものであるとされている。従って両協議会は、両国政府に対し、法人税制に関する改革により、制度を簡素化し、OECDや世界の潮流に合致させるよう求めていく。具体的には、(1) 法定法人税率をOECD加重平均30%程度まで引き下げ、国内外企業の投資を促進するバランスのよい世界的に競争力のある法人税制の基礎を築く。と同時に/或いは、(2) 領土内所得課税主義を取り入れ、日米企業が海外市場で得た所得には課税をせず、同様の税制を採用している海外企業に対する競争力を強化する。一方、両協議会は日本の2009年度税制改正において、海外子会社からの配当を非課税化したことを歓迎する。
- 繰越欠損金の税制上の扱い：両協議会は、日本における繰越欠損金の繰越期間である7年間は、他の主要先進国に倣い大幅に延長されるべきであると確信している。英国、フランス、ドイツのように期間無制限とは言わないまでも、日本の繰越期間は米国のそれに合わせて、少なくとも20年に延長されるべきである。2009年度税制改正において、欠損金の繰戻還付は中小企業向けに改正がなされたが、本来的にはすべての企業に認められるべきものである。近年の経済不況において、企業の大小に関わらず、多数の企業が大幅な損失を計上している中、繰越期間の延長、特に2007年から2009年の経済不況下で計上した損失への遡及が可能になれば、当該企業に対する直接的活性策になるであろう。また繰越期間延長は新しいテクノロジーに対する将来的な資本投資や経済成長を促進する効果も期待できる。
- 消費税：両協議会は、日本政府に対して、商品サービス購入にかかる課税の取り扱いが、

付加価値税のグローバル・ベスト・プラクティスに合致するよう求める。例えば、第三者代理店を通じた金融商品の販売において中立性を確保するために、また金融サービス会社が完全子会社である場合にグループ課税制度を導入すべく、日本の消費税法および関連規制を改正すべきである。

- キャピタル・ゲインと配当：両協議会は、日本のキャピタル・ゲインと配当に関する個人所得税における現在の取り扱いにつき、現在の法律で特例措置が終了する2011年末以降も継続すべきであると考えている。また、キャピタル・ロスを債券投資や預金に伴う利子所得から控除することも認められるべきであると考えている。

エネルギーと環境

本年12月にデンマークのコペンハーゲンで開かれる「国連気候変動枠組条約第15回締約国会議」(COP15)に向けて世界各国が準備を進めるなか、気候変動に関する国際的な議論が新たな段階へと発展しつつあり、かつ米日両国政府が、環境物品・サービスに関連する新規雇用を創出しながら、野心的な国内排出量削減政策について協議を進めている。まさに、日米両国がこの重要な地球規模の問題について協力し合うまたとない好機が訪れているのだ。主要工業国である日米両国、特に米国は、主要なエネルギー消費国であり、二酸化炭素を始めとする温室効果ガス(GHG)の主要排出国である。同時に日本と米国は、温室効果ガス排出量の地球規模での大幅な削減を達成するために必要とされる低炭素技術やエネルギー高効率技術に関する世界有数の開発国でもある。それゆえに、両協議会は米日両国に以下の3分野における協力を求める。

- ポスト京都議定書の気候変動合意および関連合意についての交渉
- 原子力発電を含む効果的な基盤技術の普及
- エネルギー効率改善や再生可能エネルギー技術の迅速な実用化を促進するための政策の策定ならびに適用

国際合意

ゼロ/低 GHG(温室効果ガス)排出技術の開発および実用化への投資を奨励するための、現実的かつ持続可能な長期の政策環境をもたらすポスト京都議定書システムを支援するよう、両協議会は米国および日本両国政府に求める。排出される炭素に長期的かつ予測可能な価格付けをすることは、ゼロ/低排出技術の実用化を短期的に実現するための諸施策と並んで、その政策枠組みの重要な一部を成している。

必要とされる GHG 排出量を削減し、先進国における大幅な排出量削減のために必要とされる政治

の均衡を確保するためには、中国やインドを含む全ての主要排出国からの実質的かつ意味のある約束が、ポスト京都議定書合意に盛り込まれるべきである。

ポスト京都議定書の国際枠組みと、その枠組みの下で約束を実行する国家政策は、相反するものではない、低炭素社会と経済繁栄を同時に実現するものでなければならない、それゆえ、基本的な市場原理や実績ある成長促進政策に対する約束が、この新しい国際気候変動制度に盛り込まれることが極めて重要である。とりわけ、新たな合意が(1)「貿易障壁の適用」または(2)「知的所有権保護の軽視」を正当化または奨励することのないよう徹底させるために、日米両国はリーダーシップを発揮すべきである。

それゆえ、コペンハーゲン・プロセスと並行する形で、環境に関する物品・サービス貿易に対する関税および非関税障壁の撤廃を通じて、よりクリーンかつより低エミッションの技術に関するコスト削減を目的とした「グローバルかつ／または複数国間環境協定」(Global and/or Plurilateral Environmental Agreement)の推進を先導するよう、両協議会は米日両国政府に求める。このような協定は、より高いレベルでグローバルな調和がとれたルールの下で、先進的な物品・サービスの国際取引を促進し、より良い投資環境に寄与するであろう。また、環境に関する物品・サービスに対する適切な知的所有権保護を確実に行うことができるため、これらの物品・サービスの国境を越えた貿易や移転を可能にするだろう。

注目されつつある炭素排出量表示(カーボン・フットプリント・ラベリング)分野を含む環境規制および基準の調和について、より一層のリーダーシップを発揮することも両協議会は米日両国政府に求める。世界中の政府、小売業者、標準化機関からもたらされる多種多様な環境表示や基準が氾濫するなか、消費者はそれらを理解することがしばしば困難であり、企業もそれらに準拠することが益々困難になっている。例えば 2009 年 4 月に日本政府は、生産、流通、使用および処分時に排出される GHG 量(キログラム単位またはトン単位)を、自発的に計算し製品やサービスの製品ラベルに数値表示する方法を認証するための新たなプロセスを開始した。米国連邦議会においても同様の計画案が検討されている。

GHG 排出量削減を奨励するという原則を両協議会は支援しているが、多くの製品のための有効なデータベースが不十分なために、消費者が容易に理解できる正確な数値ラベルの実用化が困難になっていることを憂慮している。さらに、その結果もたらされる国毎に固有の表示方法が貿易障壁になりはしないか、また、製品の炭素排出量に的を絞る込むことによって、GHG 排出量削減や環境サステナビリティの促進を目指した他の施策が軽視されはしないかと、両協議会は憂慮している。要するに、国毎に固有の表示方法に基づく炭素排出量の数値ラベルに焦点を当てるのではなく、むしろ米日両国政府は、技術的に妥当かつグローバルに調和のとれた基準に基づく環境サステナビリティの、より広範

な枠組みを促進すべきである。

効果的な技術の普及

GHGの排出に価格付けをするポスト京都議定書合意が、何年にも亘り意味のあるGHG排出の価格シグナルを設定するとは考えにくい。ほとんどの低炭素エネルギー基盤技術のコストは、高炭素排出エネルギー技術のコストを上回っている。学習を早めてコストを削減するためには、これら低炭素エネルギー基盤技術の大量生産や実用化に向けた施策を今すぐ講じなければならない。そのためには、一連の技術を促進するための具体的な国家施策が必要となる。両協議会は具体的に次のような施策を推奨する。

- *原子力発電*： 両国政府によって検討されているようなGHG削減目標の実現を望むのであれば、両国は今以上に原子力発電への依存度を高める必要があるであろう。原子力エネルギーの平和利用により、実質的にGHG排出量ゼロのベースロード電力を発電することができる。この分野では、米国企業と日本企業が既に密接に連携を取り合っているため、世界中の新規原子力発電所建設のリバイバルを図るために市場条件を整備するまたとない機会が、二国間協力に開けているのだ。具体的に言えば、米日両国は以下の分野において協調的な取り組みを継続すべきである。(1)セーフガード／核不拡散施策の促進、(2)国内および世界各地の、原子力民生利用の安全性および安全保障に関する規制／政策 (3)効果的な原子力損害賠償制度を通じた民生用原子力発電所建設を促進するための条件づくり。
- *クリーンコール*： 石炭は大規模ベースロード発電向けに幅広く利用可能なもう一つの燃料である。しかしながら、GHG排出量を削減しながら石炭を利用するためには、国際エネルギー機関(IEA)は、2020年までに100基以上のフルスケール炭素回収・貯蔵(CCS)プラントの建設が必要としている¹。日米両国は石炭ガス化コンバインド・サイクル技術の世界的リーダーである。この技術(石炭ガス化複合発電:IGCC)には今や実績があり、効率が良く、CO₂削減が可能となっている²。CO₂貯蔵のための法的枠組みを整備し、炭素を貯蔵するインセンティブの付与か、CCSに伴う増分コストに対する金融支援を提供するためには、政府の関与が必要とされる。それゆえ両協議会は、炭素回収実証実験のための助成金などのインセンティブを通じた世界のIGCCプラントへCCS技術を適用するリーダーとしての役割を果たすよう、米日両国に求める。米日両国はま

¹ IEA、"Technology Roadmap: Carbon Capture and Storage" (テクノロジーロードマップ：炭素回収・貯蔵)、2009. p.4。

² 商業規模 IGCC が米インディアナ州エドワーズポートに建設中で、プラント所有者は同施設に CCS 機能を追加するための計画に着手している。

た、中国やインドのような石炭大量消費国の排出削減のための取り組みの一環として、「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」(APP)のような官民協力プログラムを通じて、ベストプラクティスの共有も奨励すべきである。

効率と再生可能エネルギー技術

エネルギー効率の更なる改善を図り、再生可能エネルギー技術の採用を組み合わせることを通じて、米日両国は炭素ベースのエネルギー消費量や GHG 排出量を大幅に削減することができる。

- *エネルギーのスマート利用*: 米日両国には、既存技術の国内での応用や新技術の開発および実用化の促進を通じて、更なる GHG 排出量削減を可能にする機会が開けている。例えば、省エネルギーが製造業やビジネス界を含むあらゆるセクターの二酸化炭素排出量を削減するための最も効果的な手段であることを踏まえ、更に大幅なエネルギー効率の改善を国家的優先課題とするよう両協議会は米日両国政府に求める。両協議会は、よりエネルギー効率に優れた建物を建設するための新技術を開発・促進するために、両国政府が更に協調して努力するよう求める。両国政府は、厳格なエネルギー効率／性能基準の適用を通じて、よりエネルギー効率に優れた工業用モーター、産業システムおよび家電製品／家庭用品の生産を促進すべきである。また、IT 機器と IT ソリューションを通じた更なる省エネルギーを促進するグリーン IT の取り組みも極めて重要である。さらに、プラグイン・ハイブリッド自動車、電気自動車および家庭、ビル、生産工程用のヒートポンプ・システムなど、将来有望な技術への支援を継続するよう両協議会は両国政府に求める。

政府政策で供給サイドの効率促進も行うべきである。特に、両国はシステム全体の電力損失を軽減し、企業や消費者が省エネルギーを決意することを促進するために、よりスマートでより効率の良い電力グリッドシステムを整備すべきである。その際、相互運用性の促進につながる規制や基準も必要不可欠なものとなるため、民間セクターと密接に連携を取り合っ、それら基準を作成し、適切な調和を図るよう両協議会は両国政府に求める。政府政策はグリッド・セキュリティを促進する必要がある。スマート電力グリッドを形成するために、新しい通信技術、センサー、コマンド・アンド・コントロール機能が採用されているため、サイバー・セキュリティを脅かす敵意ある環境が高まっている中、グリッドは安全に運用されなければならない。政府政策は、サイバー・セキュリティ基準を適切に設定し、電力会社はその基準を採用するようインセンティブを付与すべきである。

- *再生可能エネルギーの開発および実用化*: 米日両国における政府政策は、再生可能エネルギー源の継続的な発展に寄与すべきである。この中には、風力、太陽光、地熱、バイオマス、水力、海洋エネルギーを含めるべきである。予測可能な炭素価格などの適切な経済的インセンティブ

に加えて、必要とされる国内・地球規模でのこれら技術の開発および実用化を促進するには、手厚い知的所有権保護だけでなく、一貫した規制や基準を所持することが必要不可欠である。国内使用のシミュレーションを行うために、米日両国は各グリッドにおける再生可能エネルギーの浸透レベルを同様に引き上げるために「再生エネルギー利用基準 (Renewable Portfolio Standards)」や長期的税制優遇措置といった然るべき法令を採択すべきである。

上記各分野における協力を通じて、米日両国は、両国および世界中の将来の環境ニーズを満たすために大きな需要が見込まれる新製品、新サービス、新技術に関するイノベーション、投資、雇用創出を促進することができる。

競争政策

公正取引委員会のデュー・プロセス

日米両協議会は、独占禁止法の執行における公正取引委員会による審査や審判にかかわる適正な手続き(デュー・プロセス)を世界的に公正なレベルによりいっそう合致させるように独占禁止法の改正を行うことを日本政府に要望する。この改正は、日本の独占禁止法に対する信頼を向上させ、独占禁止法の公正・公平な執行を確保するとともに、法の遵守をいっそう促進する。

両協議会は次の改正を特に要望する。

- 審判手続: 現行審判制度では、公正取引委員会は、まず排除措置命令や課徴金納付命令を出し、その後自身が出した命令についての審判を行う。実務的視点からすると、こうした制度は公正取引委員会が「検察官、裁判官、及び陪審」の役割を同時に果たしていることを意味し、審判官の独立性が確保されていない日本においては、とりわけ問題である。その結果、現行制度は信頼性や公正性に欠け、欧米で採用されているデュー・プロセスの法的水準を満たしていない。よって両協議会は、現行審判手続を廃止し、これに代わって、行政訴訟の一般的な原則に則した司法審査として地方裁判所に申し立てできる手続きを構築することを日本政府に要望する。
- 調査: 公正取引委員会は、調査手続きの透明性について、その基本となる国際的なレベルを維持すべきである。その観点から特に以下の手続きや権利保護の制度を要望する。
 - (1) 調査対象者への公正取引委員会の保有する証拠の開示
 - (2) 弁護士秘匿権の尊重、及び、立入検査や供述の際に調査を受ける者の防御権を確保するためあらゆる調査過程において弁護士が立ち会うことを保障すること
 - (3) 日本国憲法でうたわれている自己負罪拒否特権の尊重

- (4) 公正取引委員会に対して提供した情報の機密保護
 - (5) 命令を出す前の聴聞手続の確保と、命令を出す際の十分な理由と証拠の当事者に対する開示
- **排除行為**: 先の独占禁止法の改正により、制裁的課徴金の対象範囲が拡大し、排除型私的独占や一定の不正な取引方法も対象となった。これらの改正に伴い、先般、公正取引委員会は、排除型独占に関するガイドライン案を公表した。日米両協議会は、公正取引委員会がガイドライン案に寄せられた意見を考慮するよう要望する。ガイドラインは、典型的な反競争行為とは一般的にみなされない行為を委縮させないものでなければならない。ガイドラインでは、具体的に以下の事項を踏まえるよう要望する。
 - (1) 企業は、市場独占力や優越的な市場支配力を有していない限りは、排除型私的独占の責めに帰せられない。
 - (2) ガイドラインは、単に個々の競争者に対する影響ではなく、競争全体に対する行為の影響に焦点を当てるべきである。したがって、ガイドラインは、どのようなタイプの行為が問題か、また取引に対してどの程度の競争制限効果がある場合に「実質的な取引制限」があるとされるのかについての実質的な手引きとなるようにすべきである。
 - (3) ガイドラインにおいては、違法とされる原価割れ価格と、消費者に利益をもたらすような単なる低価格との区別について、明確な基準およびセーフハーバーを示すべきである。
 - (4) ガイドラインでは、排他的取引や拘束条件付取引、供給拒絶、差別的な取扱いについて、国際標準と齟齬のない明確な基準を示すべきである。さらに、公正取引委員会は、排除型私的独占と不正な取引方法の境界線を明らかにすべきである。

競争力:労働政策

過去1年間、極度の経済不振に直面した日米両国企業は、グローバル市場での競争力を維持すべく、コスト削減、資源配分の見直し、労働力の合理化など、多くの困難な施策を実施してきた。日米企業によるこうした施策の実行が一因となって、日米両国における高い失業率という社会的、政治的、経済的懸念があることを両協議会は理解している。こうした労働者への影響を軽減するために米国における失業給付期間の延長、ワークシェアリングや職種転換に対するサポート、さらに短期および長期の雇用を創出するためにエネルギー、交通インフラ、環境、ヘルスケアやその他の分野における高度ICTの活用といった分野への投資といった政策など

の特別な措置を講じることが日米両国政府に求められる。目先の危機回避は非常に重要であるものの、両国が危機を脱し、より強く、より持続可能な競争力を得るための中期的政策にも両国政府は力を入れる必要がある。

国全体の経済や労働環境といった視点からとらえると、製造業やサービス業の多くの分野において、低賃金諸国と日米両国との競争がますます激しくなっている。日米の政策決定に携わる人々は、この問題に対し保護貿易や国内各社の海外投資規制などの手段を取るべきではないし、こうした施策は、日米両国の成長や雇用創出を妨げるものにしかならないという点はきわめて重要である。さらに、失業率の急激な上昇に対処する政策として、大企業、中小企業を問わず企業に厳格かつ硬直的な労働法規や社会的規制を課すことに両協議会は懸念をもっている。こうした政策は、持続的な雇用創出の原動力となる投資や事業拡大に悪影響を及ぼすことになる。

このような保護貿易や規制の強化といった政策ではなく、日米両国経済の競争力を強化し、内外企業にとっての投資先としての両国の魅力を高めるような施策に重点を置くよう両協議会は日米両国政府に強く求める。

労働政策や労働市場のあり方は、その国の競争力の重要な要素である。日米両国は、高コストで知識やイノベーションをベースとする経済であり、賃金コストベースでの競争には不向きである。このため、両国は製造業・サービス業における高付加価値・高賃金の雇用を、短期的・長期的に増加させなければならない。今日のグローバル化した経済では、労働市場のありかたや規則、慣行などはたえず見直して改良させていかなければならないのが現実である。すなわち10年前に機能した規制、慣行などの仕組みは、もはや今日では機能しないことも多く見られる。21世紀の世界においては、経済の循環的・構造的変化、グローバルな競争、社会や人口構成の動向、技術やビジネスモデルの変化などに迅速に対応するために、日米両国の労働市場は、今まで従来以上にダイナミックでかつ柔軟な市場になる必要がある。

経済状態、グローバルな競争、特定市場の需要、社会や人口構成の動向、戦略上の必要性、技術革新などに応じて、企業は、生き残りや成長を続けるために、社員の配置、要員総数、給与、福利厚生などの労働・雇用慣行を調節していかなければならない。また、労働者の側も同様である。転職や極的なキャリア開発や多様な働きかたを労働者が求めるといったことは、以前にまして一般的にみられるようになってきた。職種転換やキャリアの変更に向けて、労働者は自己の技能や知識を常に高め、必要がある。つまり、労働環境改善の鍵となる持続的雇用創出のために、企業にはとっては柔軟性のある仕組みが、労働者にとっては変化に対するサポートが必要である。

日本では、非正規雇用者の増加や、特に若年層や非正規雇用者の高い失業率に見られる雇用問題の解決が急務であり、雇用者には需要状況に応じてその労働力を管理する柔軟性が必要であり、そのための規制や政策の変更は必須である。高いコスト構造と硬直的なルール下の雇用システムでは、正社員だけで内外の企業がダイナミックなビジネス環境の変化、例えば製品やサービスに対する需要が増加して生産規模を増強する場合、に効果的に対処することはできない。こうした場合、企業が非正規労働者の雇用を進めるのは、ある種の意味のある対応と言える。ダイナミックなビジネス環境の変化があるなかで、非正規雇用を制限しあるいは禁止する政策を取れば、それは対症療法に過ぎず、問題の根本的解決にはならず、長期的に非生産的な対策でしかない。

米国の労働システムは、日本に比べ、柔軟度が高く、よりダイナミックなものでもあるが、医療費の高騰から賃金水準の停滞がおきていて、米国企業にとって大きな負担となっている。また、雇用創出も困難となってきている。近年、労働者の権利や保護が軽視されているという批判があり、一部の業種では、従業員の組合への参加を促進し、職場環境を改善することを目的とする法律の早期整備や規制等政策の推進を求める動きが見られる。たしかに米国労働法規順守は必要であるが、E F C A (Employee Free Choice Act) などの法制は、米国労働市場の競争力強化という点からすると非生産的なものとなるリスクが否定できない。

提言

以上のような背景をふまえて、持続可能かつ共通の問題解決を促進するという目的をもって両国政府が包括的アプローチを選択することを両協議会は強く要望する。その際、企業や労働組合とも連携しつつ、労働者の権利・保護や社会的ニーズと、雇用者が求める柔軟性や生産性に対するニーズとのバランスに配慮した画期的かつ競争的な政策・ルールを展開するよう要望する。その際最も重要なことは、職を保護するというよりも、労働者の保護およびその能力の活用である。

持続的な経済成長という視点からすると、高度 I C T の活用や先進的な製造業やサービス業のイノベーションや投資を通じて働き口を創出するために必要なダイナミックで適切な政策体系の立案と実行が重要である。さらに、人々が将来に希望と自信をもち、歳をとったり仕事を引退したあとによりよい社会保障サービスの提供がうけられるような社会システムの構築が必須である。

具体的には、両協議会は両国政府に対し、協議会やその他民間部門と協力し、上記最重要課題に関する対話やパートナーシップの新たな協力モデル実現に着手することを求める。特に日

本の新政権に対して、関係者が協力し、バランスのとれた政策の立案と遂行にむけたアプローチの必要性和、その政策を構成する要素について協議するための対話の機会をもつことを要望する。

労働者の保護および社会的ニーズを充実させる上で必要とされる主要政策として、以下が挙げられる。

- トレーニングプログラムの拡充：教育や職業訓練、再トレーニングのためのシステムやその実施機関の活動を開発、拡充するために、ビジネス、政府、労働の三者のパートナーシップのあり方を改善する。これは労働者が環境変化に迅速に対応できるようにするのに有効である。スキルや技能の向上、より高いレベルの教育を希望する労働者に対しては、税額控除や低利融資などの資金支援策の拡充をおこなう。
- 社会的セーフティネット改善：米国では、社会的セーフティネットを拡充・改善し、失業中の失業給付（所得保障）や健康保険加入期間の延長をおこなう必要がある。日本では、社会保障制度改革や社会的セーフティネットを強化しつつグローバル経済環境下での国内の働き口を創出するための有効な政策を展開することが最優先課題である。
- 健康保険と年金のポータビリティや柔軟性改善：米国では、健康保険や年金のポータビリティをより一層改善すれば、労働者の転職はますます容易となるだろう。日本では、家計逼迫時など一定の条件下で年金の退職前給付の制限を緩和することが必要。また、確定拠出年金の拠出限度額の実質的な大幅増額も優先課題である。「金融サービスの提言」にあるように、確定拠出年金制度における従業員とのマッチング拠出の解禁も重要である。

雇用者にとっての重要施策には、以下が挙げられる。

- より多様な就業形態への対応：非正規雇用の労働者（期間限定契約社員、派遣労働者、その他臨時的被雇用者等）を正規社員と同様に扱うべきとする考え方について、注意深く見直しを行う必要がある。非正規雇用の労働者を正社員に転換する、あるいは一律に同等に扱うようなアイデアは、短期的には魅力的に思えても、長期的には、雇用者、被雇用者双方にとって柔軟性が失われ、また選択の幅も狭まるなど、経済全体にとってマイナスに働く。今日の多様な就業形態は、労働者のライフスタイル選択と、求人市場のニーズとの双方に対応したものである。
- 年金・健康保険の改善：日米両国ともに、より柔軟な規制環境の構築を通じて、雇用者に

年金や健康保険などの福利厚生を従業員に提供することを推進すべきである。「金融サービスの提言」にも含まれているが、日本の取るべき施策には、確定拠出年金の拠出限度額引き上げや、従業員とのマッチング拠出解禁などが含まれる。

- スキルの高い労働者の自由な移動促進：日米両国共に、国内の知的活動レベルを高め課税ベースを拡大するために、高いスキルをもった外国人が活躍できる魅力の強化が優先課題である。具体的対策としては、6カ月未満の短期就労や職業訓練、長期出張やあらかじめ期間を定めた職務などのケースで、高いスキルの外国人が国境を越えて自由に移動できるように入国管理規則を改正する、さらにあわせて、または専用のビザ割当制度を設ける、といった政策があげられる。
- 国外で働く労働者の処遇：両協議会は、スキルの高い人材や有能な管理職に対する処遇のありかたが、両国市場の魅力や金融などグローバルに人材の往来するセクターに従事する人々にどのような影響を及ぼしているかについて、両国政府がアセスすることを望む。その際、自国や地域内で営業する企業の経営に携わる管理職が、法制度上、また税法上、どのように取り扱われているか、またその企業の社員で国外で働く人々がどのように課税されているかについての検討を含む。米国は、国外で働く労働者に対する課税方式を世界的な基準に合わせるように変更することが求められる。